

日本産業規格

令和2年10月26日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。なお、下記の日本産業規格（まえがきを除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

令和2年10月26日

厚生労働大臣 田村 憲久

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

注射針を使用する医療用注入システムー第1部：注射針を使用する注入システムー要求事項及びその試験方法	T 3 2 2 6 - 1
注射針を使用する医療用注入システムー第2部：注射針ー要求事項及びその試験方法	T 3 2 2 6 - 2
歯科用歯内療法器具ー第2部：エンラージャ	T 5 2 2 1 - 2
歯科印象用トレー	T 5 3 0 2
歯周用プローブー第1部：一般要求事項	T 5 4 1 8 - 1
歯周用プローブー第2部：呼称	T 5 4 1 8 - 2
歯科用回転器具ーディスク及びホイールのボア径	T 5 5 1 0
歯科用多目的超音波治療器及びチップ	T 5 7 5 0
歯科用根管長測定器	T 5 7 5 1
歯科鑄造用14カラット金合金	T 6 1 1 3
歯科鑄造用14カラット金合金用プラスメタル	T 6 1 1 4
歯科修復用コンポジットレジン	T 6 5 1 4
歯科用根管充てん（填）ポイント	T 6 5 1 5
義歯床用硬質裏装材	T 6 5 2 1
歯科用根管充填シーラ	T 6 5 2 2
歯科支台築造用コンポジットレジン	T 6 5 2 3
眼圧計	T 7 3 1 2
眼底カメラ	T 7 3 2 0